

平成 15 年 9 月 12 日

各 位

大阪市中央区北浜三丁目 7 番 12 号東京建物大阪ビル  
会 社 名 日本駐車場開発株式会社  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 巽 一 久  
役 職 氏 名  
(コード番号：2353)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 氏 家 太 郎  
電 話 番 号 0 6 - 6 2 2 7 - 6 7 7 7 (代表)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 15 年 10 月 29 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員の連結業績向上に対する意欲や士気を高めること、当社及び当社グループ会社の監査役の適正な監査に対する意識を高めること、並びに当社と経営コンサルティングに関する契約を締結している企業の参画意識を高め、業績向上への寄与を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. スtockオプション制度の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、従業員、並びに当社と経営コンサルティングに関する契約を締結している企業

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類と数

普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。但し、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切上げ) または発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い額とする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、それぞれの算式により払込金額を調整し、その調整に生ずる 1 円未満の端数はいずれの場合においても切上げる。

当社が株式分割または株式合併を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「即発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除とした数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社のグループ会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。また、コンサルティングに関する契約を締結している企業については、当社と締結しているコンサルティングに関する契約が引き続き有効であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができるものとする。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

当社は、新株予約権者が(7) に定める規定により権利を行行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成 15 年 10 月 29 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決することを条件といたします。

以上